

河内長野市 国際化・多文化共生 ビジョン

概要版



令和2年(2020年)3月
河内長野市教育委員会

私たちが暮らす社会は急速にグローバル化が進み、身近なところに外国人が暮らし、働き、訪れるようになってきています。国では、外国人が日本で仕事をしたり、生活しやすくするために在留資格の見直しが行われたり、観光立国の取り組みが進められており、訪日外国人旅行者数は平成24年（2012年）以降大きく増加しています。

このような状況において、本市では「河内長野市第5次総合計画」に基づき、これまでの「河内長野市国際化施策計画」をふまえ、河内長野市国際交流協会（以下「KIFA」という。）との連携に軸をおき、新たな課題やニーズに対応した多文化共生のまちづくりを推進するため、「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」（以下「本ビジョン」という。）を策定しました。

河内長野市第5次総合計画

●市の将来都市像

「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」

○基本目標2「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

○分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

河内長野市
国際化施策計画

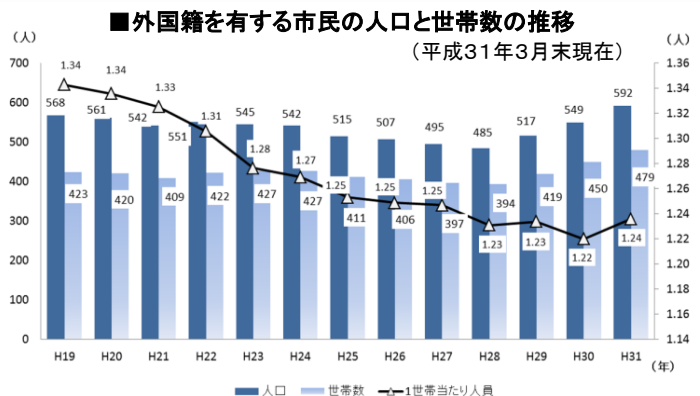
河内長野市
国際化・多文化共生ビジョン

河内長野市の現状

（1）外国籍を有する市民の人口と世帯数

本市においては、平成31年（2019年）3月末現在、住民基本台帳に登録された外国籍を有する市民は592人、同時期の本市の全人口105,377人に占める割合は約0.56%となっています。

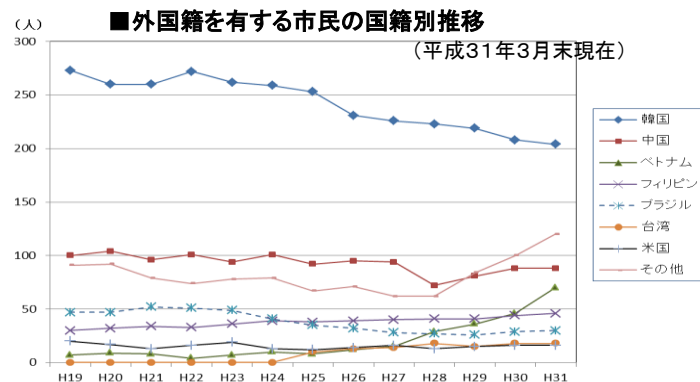
また、外国籍を有する市民を含む世帯については479世帯で、市内全世帯47,409世帯の約1.01%となっています。



（2）外国籍を有する市民の国籍別状況

本市における外国籍を有する市民の国籍の数は、平成31年（2019年）3月末現在で、34カ国に及んでいます。

国籍・地域別にみると、韓国が約34.5%を占め、以下、中国（約14.9%）、ベトナム（約11.8%）、フィリピン（約7.8%）、ブラジル（約5.1%）の順となっています。



■「外国人市民」について

本市で暮らす人には、外国籍を有する人や、日本国籍を取得している外国出身の人、中国帰国者、両親またはそのどちらかが外国籍を有する人、海外での長期に渡る滞在後に帰国した人など、様々な背景を持つ人がいます。

このような人々の数は、上記の外国籍を有する市民の数よりも多くなります。

本市では外国とつながる背景や事情の多様性をふまえ、広く外国とつながりのある人々を、ともに暮らし、地域社会において支えあっていくパートナーであると考え、本ビジョンにおいては、「外国人市民」という表現を使用していきます。

< めざす姿 >

市民一人ひとりの国際感覚が養われるとともに、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人市民との対等な関係を築きながら支えあってともに暮らすまち

－ 基本方針 －

本市では、すべての市民や事業者、行政等が人権の尊重・保護・促進を基本に置くこととします。そして、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる差別のないまちづくりをめざしていきます。これらをふまえ、今後は次の3つの方針に取り組みます。

1. 国際化に対応できる人材育成

国際理解を深めるための学習機会を提供し、文化や価値観、生活・行動様式の多様性、そして人権の重要性を理解し、開かれた人間性を培います。さらに、異文化間のコミュニケーション能力に優れた人材の育成に努めます。

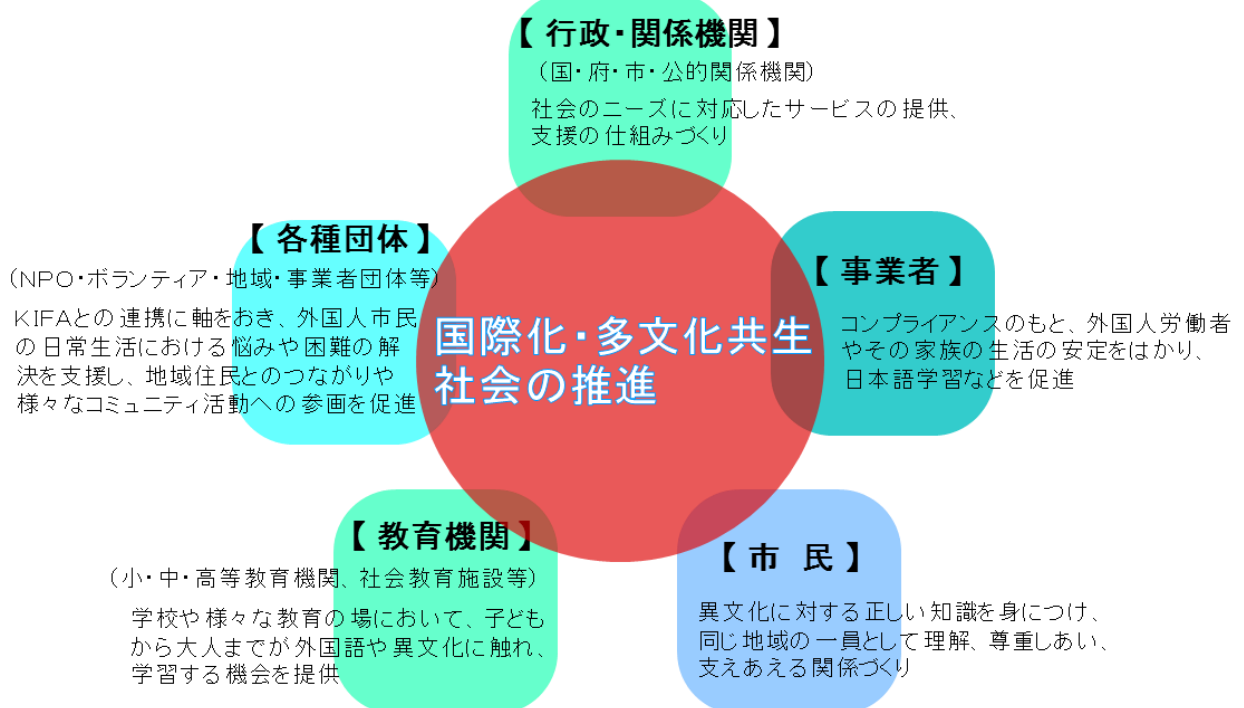
2. 幅広い国際交流の推進

市民間における国際親善の進展や、グローバルな交流の拡大を図るために、交流イベントの開催やホームステイを支援し、そこから関係の発展する様々な国々との「ゆるやかなパートナーシップ」により、本市の市民が豊かな文化やまちの活性化を享受できるように努めます。

3. 多文化共生のまちづくり

外国人市民が地域で生活していくため、また、外国人観光客が安心して過ごせるように、多言語化の推進など基本的な環境を整えます。さらに、外国人市民が地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことを促進し、共に地域で暮らしていけるように、ヘイトスピーチや差別のない、誰もが住みやすいまちづくりをめざします。

ビジョンの推進に向けて



基本方針における重点テーマと取り組み一覧

基本方針	重点テーマ	取り組み
1. 国際化に対応できる人材育成	(1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成	① 国際理解教育の推進と多文化共生の理解の促進
		② 多文化共生を推進する人材の育成
	(2) 外国語教育の推進	① コミュニケーション能力の育成
		② 外国語に触れる機会の充実
2. 幅広い国際交流の推進	(1) 市民主体の国際交流の推進	① 姉妹都市との市民交流の促進
		② 市民・民間団体等の海外交流の促進
		③ 外国人市民と市民との交流促進
		④ 国際交流センターの運営による市民活動の推進
3. 多文化共生のまちづくり	(2) 教育機関等における交流の推進	① 国際交流機会の充実
	(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供	① 多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子の作成
		② 国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用
		③ 多言語によるホームページでの情報提供
		④ 行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進
		⑤ 多言語情報コーナーの設置
	(2) 外国人市民コミュニティへの支援（日本語教育機会の確保等）	① 日本語教室の実施
		② 日本語学習支援者の育成
		③ 外国人市民の地域社会における共生の推進
		④ 多言語による相談体制の充実
	(3) 外国につながるのある子どもの教育・子育て支援	① 自らのルーツを元にした多文化理解と保護者のサポート
		② 本人の意思と能力に応じた進路指導
		③ 外国人児童生徒への学習支援
		④ 学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記
		⑤ 子育て情報の提供や相談体制の充実
	(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート	① 医療・保健・福祉関連情報の充実
		② 「大阪府医療機関情報システム」等の案内
		③ 医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート
		④ 外国人市民等の救急対応
	(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発	① 防災や災害に備えて提供する情報の多言語化
		② 防災・災害対応に関する意識の啓発
	(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発	① 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供
		② 雇用関係者への意識啓発